

特別障害者手当・障害児福祉手当の認定を受けられた方へ

【届出について】

特別障害者手当等は国の法律に基づく手当です。下記のような場合には必ず管轄の特別障害者手当の担当課まで直接届出てください。

1. 資格の消滅

- ① 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・障害者支援施設・障害児入所施設などの施設に入所したとき
- ② 病院・診療所等に3ヶ月を超えて入院したとき（特別障害者手当のみ）
- ③ 手当の認定を辞退するとき
- ④ その他、障害状況が非該当になった場合や認定者が死亡したとき

2. その他の届出

- ① 認定者の氏名、または住所が変わったとき
- ② 毎年8月に義務づけられている現況届
- ③ その他、認定者の配偶者・扶養義務者に変更があった場合など

【手当の支給について】

この手当は、2月、5月、8月、11月の中旬にそれぞれの月の前3カ月分を口座振替の方法で支給します。

※認定の時期によって初回の支払が遅れることもあります。

通帳には「キタクユニテアテ」として振り込みします。個別に通知は致しませんので、必ず通帳を記帳して確認してください。

なお、認定資格消滅後に手当を受給したときは、手当を返還していただきます。

【有期認定について】

有期認定の場合、認定期間の最終月に、更新のための診断書を提出していただきます。認定期間の切れる前々月に北区より手当受給資格更新のための診断書提出のお知らせをお送りします。診断書の提出がない場合は翌月からの手当が支給停止となります。

【所得超過による支給停止について】

この手当の受給については、認定者・配偶者・扶養義務者の所得の制限があります。このうちどなたかでも限度額を超えると8月分から翌年7月分まで支給停止となります。また支給停止となっても、翌年度の所得調査で所得制限限度内になれば支給の対象になります。

【問い合わせ先】

北区健康福祉部障害福祉課障害福祉係

☎ (3908) 9085

Fax (3908) 5344